

**医療法人社団松和会 望星西新宿診療所**  
**居宅介護支援 運営規程**

(運営規定設置の主旨)

第1条 医療法人社団松和会が開設する望星西新宿診療所（以下「事業所」という。）が実施する指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定める。

(事業の目的)

第2条 要介護状態又は要支援状態にある利用者（以下「利用者」という。）に対し、適切な事業を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第3条 事業所が実施する事業の従業者（以下「従業者」という。）は、利用者が要介護状態となった場合においても、可能な限り居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう配慮して援助に努める。

2. 事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供されるサービス等が特定の種類または特定の事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行う。

3. 事業の実施にあたっては、関係区市町村、地域包括センター及び地域の保健・医療福祉サービスと綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称及び所在地等)

第4条 事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

1. 名称 医療法人社団 松和会 望星西新宿診療所
2. 所在地 東京都新宿区西新宿 3-12-12
3. 電話番号 03-5304-5655 FAX 番号 03-5304-5680

(職員の職種、員数職務内容)

第5条 従業者の職種、員数は次のとおりとする。

1. 管理者 1名（常勤兼務）
2. 従事者  
主任介護支援専門員 1名（常勤専従1名）

(職務内容)

第6条 前条に定める従業者の職務内容は次の通りとする。

1. 管理者は、事業に携わる従業者の統括管理、指導を行う。
2. 介護支援専門員は、事業の提供にあたる。

(営業日及び営業時間)

第7条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

1. サービス提供時間帯  
月曜日から金曜日 9時00分～17時00分
2. 日曜日を除く。

(事業の内容)

第8条 事業の内容は次のとおりとする。

1. 従業者は、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して、支援するうえで解決しなければならぬ課題の把握及び分析を行い、その課題に基づき居宅サービス計画書を作成する。
2. 従業者は、必要に応じサービス担当者会議を当該利用者自宅等で開催し、担当者から意見を求めるものとする。
3. 従業者は、事業の提供にあたっては、利用者の自宅等において、利用者及びその家族に対し事業の提供方法等について理解しやすいよう説明を行うとともに、相談に応じることとする。

(利用料その他の費用の額)

第9条 事業を提供した場合の利用料の額は、別紙料金表によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスである時は、介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

2. 次条の通常の実施地域を越えて行う事業に要した交通費は、その実費を徴収する。
3. 前項の費用の支払いを受ける場合は、利用者又は家族に対し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(通常の実施地域)

第10条 通常の実施地域は新宿区、渋谷区とする。

但し、当診療所の患者のうち介護保険利用者については、地域外でも対応する。

(事故発生時の対応)

第11条 事業所は利用者に対する事業の実施中に利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告する。

(非常災害対策)

第12条 事業所は、非常災害に対する具体的な計画を立て、非常災害に対するため、定期的に非難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(苦情処理)

第13条 事業に関わる苦情が生じた場合は、迅速かつ適切に対応するとともに、必要な措置を講じる。

1. 相談窓口

望星西新宿診療所 電話番号：03-6276-1894 事務長：長尾 達也

2. 各公的機関窓口

東京都国民健康保険連合会 電話番号：03-6238-0177 担当：介護サービス苦情相談窓口

新宿区 電話番号：03-5273-3497 担当：介護保険課給付係

渋谷区 電話番号：03-3463-3304 担当：介護保険課介護相談係

杉並区 電話番号：03-3312-2111 担当：代表番号

中野区 電話番号：03-3228-8878 担当：介護・高齢者支援課

世田谷区 電話番号：03-5432-2605 担当：保健福祉政策課

(業務計画書の策定)

第14条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する事業を継続的に実施するため及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じる。

2. 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的を実施するよう努める。

3. 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて内容の変更を行う。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)

第15条 感染症の発生又はまん延防止措置は次のとおりとする。

1. 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する感染対策委員会を1月に1回開催し、概ね6月に1回勉強会を開催する。
2. 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
3. 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(虐待防止)

第16条 虐待の発生又はその再発防止措置は次のとおりとする。

1. 事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催する。
2. 事業所における虐待防止のための指針を整備する。
3. 従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的実施する。
4. 虐待防止の措置を講じるための担当者を設置する。

(その他運営に関する重要事項)

第17条 従業者の資質向上を図るため研修の機会を設け、業務体制を整備する。

- ①採用時研修 採用後3ヶ月以内
- ②継続研修 年1回
2. 従業者は業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。
3. 従業者であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
4. この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は望星西新宿診療所が定めるものとする。

付則

この運営規定は、平成20年4月1日より施行する。

令和2年 10月1日 一部改定

令和5年 6月1日 一部改定